

日本赤十字豊田看護大学
新型コロナウイルス感染予防に対応した教育活動に関する指針 Ver.3

新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく緊急事態宣言は、5月6日に解除予定であったが、感染拡大の判断に基づき5月31日まで延期された。

その後の感染拡大状況が判断され、2020年5月14日、5特別警戒県（茨城、石川、岐阜、愛知、福岡）を含む39県の法的な緊急事態宣言は解除された。ただし、愛知県は5月31日まで緊急事態宣言の状態を継続すると発表した。

本学では、3月に新型コロナウイルス感染予防対策本部を設置し、緊急体制で機能するように組織を配置して対応してきた。思わぬトラブルはあったものの、5月11日から Teams によるオンライン授業を中心とした遠隔授業を開始することができた。学生個々のオンライン授業上でのトラブルには、丁寧に対応して解決するよう努力する。これからも、「何よりも学生に対する教育の質を保証する」基本指針を貫いていきたい。

今後、人の交流が増加することによって、再度感染者数の増加が懸念される。緊急事態宣言が解除された後も、私たちは感染予防行動を継続して、感染拡大の第2波を予防し、新型コロナウイルスの治療薬やワクチンが開発され治療法が確立される時まで凌ぐことが重要である。

愛知県の緊急事態宣言継続を受けて、本学ではこれまでの方針を変更することなく、以下のとおり対応する。

1. 講義

- 前期については、予定通り Teams によるオンライン授業を中心に、すべて遠隔授業を実施する。

2. 学内実習・学内演習

- 6月は、1日あたりの学生総数を135人程度に制限し、3密を避けて看護学実習（学内実習）と学内演習を実施する。
- 臨地実習に参加する条件として、学生が感染予防行動を確実に実施できることが必要である。学内実習において、十分な感染予防行動を習得するための演習を実施する。

3. 大学内への入構

- 大学内への立ち入りについて、6月中は看護学実習（学内実習）履修者と学内演習履修者のみ、指定日時の立ち入りを許可する。
- 前述した履修者以外の学生各位に対しては、在宅での学習を期待する。やむを得ず、大学へ立ち入る必要がある場合、必ず事前に学務課に連絡し、許可を受けていただきたい。

4. 感染予防行動

- 看護学生として、確実な感染予防行動を日常から実行して、周囲の人々への啓発を心がけていただきたい。
- マスクを外す食事場面は、最も感染のリスクが高い。本学食堂での昼食時には、本学の感染予防対策を実施し、食事場面の感染予防行動を習得していただきたい。